

添付法令資料 3 :

電子システムを通じた取引に関する 2019 年 11 月 20 日付
インドネシア共和国政令 No.80 (目次)
同月 25 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 電子システムを通じた取引の規制範囲及び原則 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 電子システムを通じた取引を実施する当事者 (第 4 条ないし第 8 条)
- 第 4 章 電子システムを通じた取引における要件 (第 9 条ないし第 14 条)
- 第 5 章 電子システムを通じた取引の運営 (第 15 条ないし第 19 条)
- 第 6 章 電子システムを通じた取引事業者の義務 (第 20 条ないし第 27 条)
- 第 7 章 電子商取引証 (第 28 条ないし第 31 条)
- 第 8 章 電子広告 (第 32 条ないし第 36 条)
- 第 9 章 電子的方法による申込み、電子的方法による引受け及び電子的方法による
確認 (第 37 条ないし第 49 条)
- 第 10 章 電子契約 (第 50 条ないし第 57 条)
- 第 11 章 個人データの保護 (第 58 条及び第 59 条)
- 第 12 章 電子システムを通じた取引における支払い (第 60 条ないし第 62 条)
- 第 13 章 電子システムを通じた取引における商品及びサービスの送付 (第 63 条な
いし第 68 条)
- 第 14 章 電子システムを通じた取引における商品又はサービスの交換及び購入の
取消し (第 69 条ないし第 71 条)
- 第 15 章 電子システムを通じた取引における紛争解決 (第 72 条ないし第 75 条)
- 第 16 章 指導及び監督 (第 76 条ないし第 79 条)
- 第 17 章 行政制裁 (第 80 条)
- 第 18 章 経過規定 (第 81 条)
- 第 19 章 終則 (第 82 条)